



グローバル・ミニマム課税制度の導入について ～IIR 及び GloBE 情報申告を中心に

Forvis Mazars 税理士法人

2026 年 8 月

**forvis
mazars**

本ニュースレターは、外資系の日本子会社や外国法人の日本支店向けの日本におけるグローバル・ミニマム課税対応上の留意点について、所得合算ルール（IIR）に基づく申告及び GloBE 情報申告を中心に解説します。

また、外資系企業や外国法人の日本支店への情報提供を主目的としており、日本法人が最終親会社等である場合の適用除外基準等の説明は割愛しています。

1 制度創設の背景・概要等

（1）背景・概要

法人税の国際的な引下げ競争に歯止めをかけ、税制面における企業間の公平な競争条件を確保するため、2021 年 10 月にグローバル・ミニマム課税（各国ごとに最低 15% 以上の課税を確保するための制度）について国際合意が行われました。

これを受け、日本においては、制度に関する国際的な議論の進展や諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、2023 年（令和 5 年）度税制改正において、国際最低課税額に対し法人税を課する所得合算ルール（IIR）が、2025 年（令和 7 年）度税制改正において、国際最低課税残余額に対し法人税を課する軽課税所得ルール（UTPR）及び国内最低課税額に対し法人税を課する国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化が行われました。

（2）適用対象法人

この税制は特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が対象となります。

※ 特定多国籍企業グループ等の範囲

特定多国籍企業グループ等とは、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の 4 対象会計年度のうち 2 以上の対象会計年度の総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロを円換算した金額（約 1,200 億円^{1）} 以上であるもの等をいいます²。

（注 1）多国籍企業グループ等とは、次のものをいいます

- イ 次（注 2）のイの企業グループ等に属する会社等の所在地国（その会社等の恒久的施設等がある場合には、その恒久的施設等の所在地国を含みます。）が 2 以上ある場合のその企業グループ等その他一定のグループ等
- ロ 次の（注 2）ロの企業グループ等

（注 2）企業グループ等とは、次のものをいいます

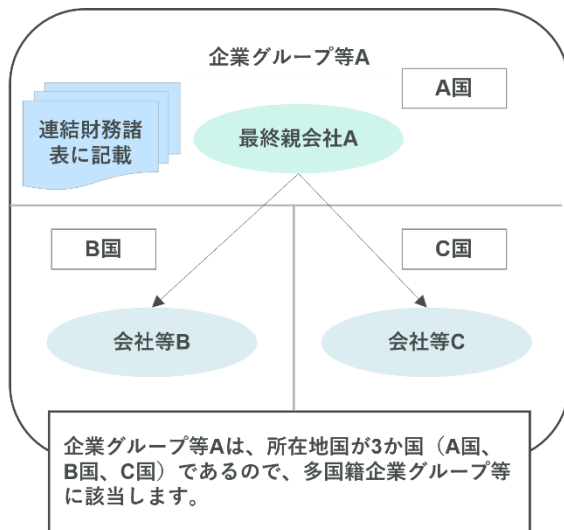
- イ 連結等財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される又は記載されることとなる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社に係るもの
- ロ 会社等（上記イの企業集団に属する会社等を除きます。）のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

¹ 欧州中央銀行の 2024 年 12 月のユーロの売買相場の平均値をもとに換算したもの

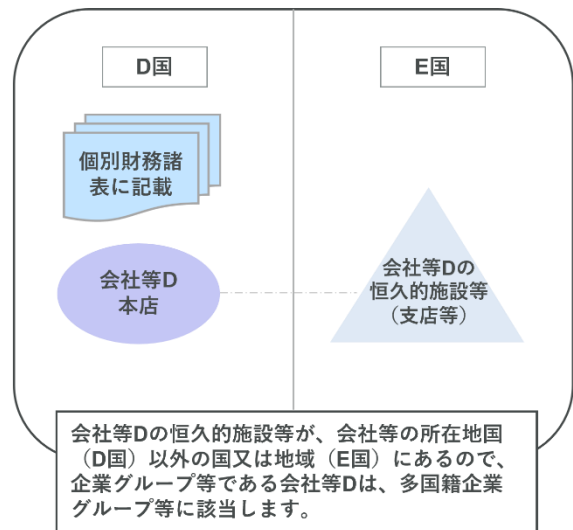
² 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A Q2

【多国籍企業グループ等のイメージ】

上記（注1）イに該当する多国籍企業グループ等



上記（注1）ロに該当する多国籍企業グループ等



（出典：国税庁『グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし』）

2 グローバル・ミニマム課税の3つのルールの関係

所得合算ルール IIR： Income Inclusion Rule	制度内容	軽課税国の子会社等の所得を親会社等の所在地国で最低税率までトップアップ課税 ³ する制度
	適用開始	2024年（令和6年）4月1日以後に開始する会計事業年度
	提出期限	対象会計年度終了の日の翌日から1年3か月以内（初年度は1年6か月以内）
軽課税所得ルール UTPR： Undertaxed Profits Rule	制度内容	IIR・QDMTTによる課税が行われない場合のバックストップとして、子会社等所在国で子会社等に対して課税する制度。
	適用開始	2026年（令和8年）4月1日以後に開始する会計事業年度
	提出期限	対象会計年度終了の日の翌日から1年3か月以内（初年度は1年6か月以内）
国内ミニマム課税 QDMTT： Qualified Domestic Minimum Top-up Tax	制度内容	自国に所在する事業体の実効税率が最低税率を下回る場合に、自国で最低税率までトップアップ課税 ³ する制度。IIRやUTPRによる他国からの課税を防止する機能を有する。

³ トップアップ課税とは、国際的に合意された基準税率である15%まで上乗せすることをいいます。

	適用開始	2026 年（令和 8 年）4 月 1 日以後に開始する会計事業年度
	提出期限	対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 か月以内（初年度は 1 年 6 か月以内）

X国の実効税率が15%未満の場合	日本全体の実効税率が15%未満の場合
所得合算ルール（IIR） 2024年（令和6年）4月1日以後に開始する対象会計年度から適用 親会社 (日本) 子会社等の税負担が最低税率 15%に至るまで課税 子会社等 (X国)	国内ミニマム課税（QDMTT） 2026年（令和8年）4月1日以後に開始する対象会計年度から適用 親会社 (X国) 子会社等 (日本) 日本に所在する事業体の 税負担が15%に至るまで課税
軽減税所得ルール（UTPR） 2026年（令和8年）4月1日以後に開始する対象会計年度から適用 親会社 (X国) 子会社等 (日本) 親会社等の税負担が15%に 至るまで課税	親会社 (日本) 日本に所在する事業体の 税負担が15%に至るまで課税 子会社等 (X国)

適用順序は、①QDMTT→②IIR→③UTPR の順序となります。

3 所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）

ここでは、グローバル・ミニマム課税の3つのルールのうち、2026年から対応が必要となる所得合算ルール（IIR）の詳細をご紹介します。適用対象法人はそれぞれの状況に応じ以下の申告書や届出書を提出する必要があります。

（提出期限例）

・3月決算法人の場合

対象会計年度：2024年（令和6年）4月1日～2025年（令和7年）3月31日

提出期限：2026年（令和8年）9月30日

- ・ 12 月決算法人の場合

対象会計年度：2025 年（令和 7 年）1 月 1 日～2025 年（令和 7 年）12 月 31 日

提出期限：2027 年（令和 9 年）6 月 30 日

(1) 国際最低課税額に対する法人税等の申告（申告書別表 20）

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人（国際最低課税額確定申告書を提出すべき内国法人に限ります。）は、原則として各課税対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 か月以内⁴に、税務署長に対しその課税対象会計年度の課税標準特定法人税額等を記載した申告書（IIR 申告書）を提出することとされています。

いわゆる外資系子会社や外国法人の日本支店（日本構成会社等）については、海外親会社所在地国の IIR ルールが適用される場合、これら日本構成会社等にもその IIR が適用されることから、日本の法令による IIR が日本構成会社等に適用されることはありません。

4 情報申告制度（GIR：GloBE Information Return）

(1) 特定多国籍企業グループ等報告事項等（GIR）の提供

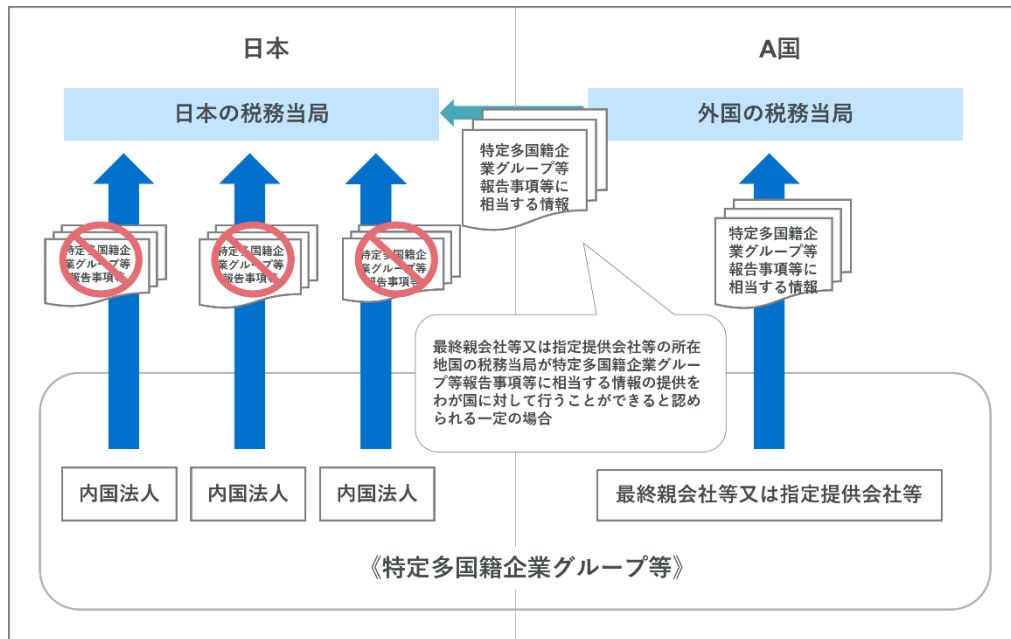
日本における IIR 申告の要否を問わず、日本構成会社等は、特定多国籍企業グループ等の租税債務の正確性を評価するために必要な情報を記載した GIR を各対象事業年度終了の日の翌日から 1 年 3 か月以内⁴に、所轄税務署長に提供することとされています⁵。この制度は 2024 年（令和 6）年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度に係る GIR から適用されます。

(2) 提出義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の税務当局から、日本の税務当局が自動的情報交換により当該報告事項を受領できると認められる場合には、構成会社等である内国法人は、上記 GIR の提供義務が免除されます。

⁴ 当該申告書/報告書を最初に提出すべき場合は、対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 6 か月以内

⁵ 特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国法人が複数ある場合には、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等を提供することにより、これらの法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供することができます。



(出典：国税庁『グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし』)

提供義務が免除された日本の構成会社等は、特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項を各対象事業年度終了の日の翌日から 1 年 3 か月以内⁴に所轄税務署長に提供することとされています⁵。

(提出期限例)

- ・ 3 月決算法人の場合

対象会計年度：2024 年（令和 6 年）4 月 1 日～2025 年（令和 7 年）3 月 31 日

提出期限：2026 年（令和 8 年）9 月 30 日

- ・ 12 月決算法人の場合

対象会計年度：2025 年（令和 7 年）1 月 1 日～2025 年（令和 7 年）12 月 31 日

提出期限：2027 年（令和 9 年）6 月 30 日

5 今後の必要な対応

これまでご紹介してきました新制度への対応に際しては、多くの場合、海外の最終親会社が現地税法に基づく IIR 申告や GIR の提供準備を主導していくことが想定されます。その判定結果により、日本の構成会社等として一定の対応が求められますので、準備状況について、早期に確認していくことが必要です。

なお、上記の規定による提出書類等をその提供期限までに提供しなかった場合には、50 万円以下の罰金が課せられることがありますので、必要に応じて専門家の支援を活用することが望まれます。

連絡先

Forvis Mazars 税理士法人は、100 か国以上にわたるグローバルネットワークを活用して、日系・外資系クライアントに様々な国内・国際税務サービスを提供しております。本記事に関する詳細、または弊社の税務サービスにつきましては、お気軽に下記担当者までお問合せください。

Forvis Mazars 税理士法人

パートナー 税務サービス代表

川口 史代

fumiyo.kawaguchi@forvismazars.com

パートナー 移転価格サービス代表

松木 蘭 昇

sho.matsukizono@forvismazars.com